

開会日 : 2021年4月28日(水)

会議名 : 衆議院法務委員会(3時間20分)

1:31:00-

松平浩一(立憲民主党・無所属)

松平浩一: 残り5分切ってしまったので次のトピックに行きます。

2021年3月31日付けて国連人権理事会の特別報告者から人権理事会特別手続きの書簡というものを政府の方に出された。これ大臣ご存じだと思うんです。なぜかというとな記者会見されているからです。

そこで何とおっしゃったかというとな、我が国から事前に説明を聞く機会があれば、立案の背景内容その適正性につきまして、正確に理解をしていただけたと考えておりまして、一方的に見解を公表されたことについては抗議をせざるを得ないと考えていると述べられているんです。

このですね、大臣が抗議をせざるを得ないと言われたことに対して、私はですね、ちょっと立ち止まって考えていただきたいと思ってるんです。

これはですね、ちょっとエセックス大学の藤田早苗さんのご指摘なんですけれども、このですね特別報告者の手続き、これ人権理事会で、2007年6月に承認されたコードコンタクトというものに基づいて行われてるんです。

このときも日本は理事会のの理事国として、このコードコンタクトも承認しているんです。だからですね、実は手続き知らないはずがないんです。

それで、特別報告はですね、他の国にも同じように出されているんです。

他の国に同じように出されているときに、日本は理事国としてですね、やっぱ抗議、こんな一方的なのは、おかしいと言って抗議したことないですよ。

ただ自分が出されたときだけ抗議、こういう一方的だと言って抗議するってのはどういうことなのかと思ってしまうんです。

このですね、我が国にこれ、人権理事会の設立以来、長い間理事国なんですよ。この特別報告者のポスト、この制度ですね、我が国が作った張本人なんです、担い手なんですよ。そこを忘れてはいけないと思います。

あとですね、この特別報告、これね、単なる批判じゃないんですよ、助言なんです。

建設的対話を行うためのきっかけなんです、だからいきなりですね。

抗議をせざるを得ないっていうのはですね、ちょっと喧嘩腰になってるのはどうなのかなと思うんですよ。

これ例えば他の国ではねどう扱ってるかというとなですね、やっぱちゃんときちんと対応してます。

イギリスでは 2015 年にこの監視法案に対して、プライバシーの権利に関する特別報告者がですね、厳しい批判したんです。

その後イギリス政府はですね、あの法案の一部改正しましたよ。

フランスでは、2020 年の 11 月、治安対策法案に対して特別報告者が強い懸念の書簡を出したんです。それでフランス政府は法案の一部修正しました。

2020 年、去年ブラジル政府は、やっぱりいろいろ問題が指摘されていたフェイクニュース対策法案の審議に際して、特別報告者をですね、ブラジルの国会に招致して意見を求めたいとそういう要望までしてるんです。

だからですね、この特別報告者は法案の内容をより良くするために、これ助言をしている。そう受け取っていただきたいんですね。

私ですね、ちょっとやっぱり日本国内向けと国外向けの国際社会に向けての説明をですね、やっぱりちょっと変えている二枚舌なところがあると思うんです。

こういった日本の態度ですね、2014 年の自由権規約の報告書審査のとき、議長が日本は何度も同じ勧告を出されても従おうとしない。日本政府は国際社会に対して反抗しているように見えると。そこまで言われてるんす。

これにこのですね 2014 年の議長のこの指摘、私これ的を射てると思いますよやっぱり。案の定やっぱり、今回も即座の抗議反応ですから。大臣ですね、対話していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

上川法務大臣： 先ほど委員から建設的対話というふうに指摘がございました。大変重要なことであるというふうに思っております。

特に国際社会におきましては、それぞれの国がよって立つ文化や、また環境が違いますので、どういうその仕組みの中で、私たちの制度が時代の中で積み上げられてきたのかその上で今どうあって、そしてこれからどうあるべきかと、まさに法案の審議というのはそうした過去と、そしてこれから将来を展望しながらということになりますので、私はその意味では今回のこの新しい法案でございますけれども、このことについて、まず事前の対話ということをしていくべきだったなど、こんなふうに思っております。

出てきた書類を見て、形式的にそれを審査するという、助言をするということ、大変そこは前向きにとっていきたいというふうに思っておりますが、ゆえにだったとするならばその前に、やはりそのあの背景とかというものをしっかり対話をしていく、そしてまたそれに基づいて建設的な、今先ほどご助言というふうに、ご助言というふうに仰ったわけですが、そういったものを踏まえてまた対応策、また運用の改善と、こういったことに維持建設的に繋げていく必要があるのではないかとこのように考えておりますので、そういう意味で、建設的な対話というのはこれからますます必要であるというふうに思っております。

今回共同書簡につきましては、我が国の入管法の改正案、これにつきまして移住者の人権保護のいくつかの点につきまして、国際人権基準を満たしていないようである旨の懸念という形で示されているものと承知をしております。

先ほど来申し上げた通り、事前に説明を聞いていく、そうした機会をいただいていたならば、この法案そのものの内容、また適正性につきまして、正確にご理解をいただいていたというふうに考えておりましたこの点、その今年の4月6日ではありますが、国連人権高等弁務官事務所に対しまして、その旨を申し入れたところでございます。

でもその際国連人権高等弁務官の事務所様からはですね、日ごろから特別報告者の方々に対しまして、市民社会側だけではなくて政府案の意見にも耳を傾けるように促していらっしゃる、こうした反応があったと承知をしているところでございます。

もちろん国際社会との対話、国際性社会といういろんなマルチステイクホルダーでありますので、極めて重要であるというふうに思っております改正案法案のこのことにつきましてもご指摘の特別保護者等も含めまして国際社会の理解を得ることが大変大事であるというふうに思っております、丁寧に説明を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

また、国際社会からのご意見に対しましても、耳を傾けながら適切な運用を図っていくということにつきましても大切にまいりたいというふうに思っております。

ご指摘の共同書間ということでございますが、関係省庁ともしっかり連携して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

松平浩一： 時間が来たので終わります。ありがとうございました。